

弘前市宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊税の特別徴収の方法による徴収事務の負担に鑑み、特別徴収制度の円滑な運営を図るため、宿泊税の特別徴収義務者に対して、宿泊税特別徴収事務交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(算定対象期間)

第2条 交付金の算定の対象となる期間（以下「算定対象期間」という。）は、交付金の交付を受けようとする年度の前々年度の3月1日からその翌年度の2月末日とする。

(交付金の対象者)

第3条 交付金は、次に掲げる全ての要件を満たす者（以下「交付対象者」という。）に交付するものとする。

- (1) 弘前市宿泊税条例（令和7年弘前市条例第18号。以下「条例」という。）第7条に規定する特別徴収義務者として申告した者
- (2) 算定対象期間内において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定による許可を受け、又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出をして宿泊施設の営業をした期間がある者
- (3) 弘前市税条例（平成18年弘前市条例第66号）第2条第2号に規定する徴収金を滞納していないこと。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、算定対象期間における宿泊税のうち、交付対象者が納期限までに納入した宿泊税額の合計額（以下「算定基礎額」という。）に100分の3.5の割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項に規定する交付金の額の算定は、交付対象者が経営する宿泊施設ごとに行う。
- 3 算定対象期間において、地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の16の規定による更正又は条例第14条の規定による還付若しくは免除により宿泊税額が減少した場合は、当該減少額を算定基礎額から控除する。ただし、次条第1項の規定による通知の後に当該減少額があることが判明した場合は、この限りでない。

(交付の方法)

第5条 市長は、毎年6月末日までに交付対象者に宿泊税特別徴収事務交付金額通知書（様式第1号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた者は、当該通知を受けた年度の7月末日（当該日が市の休日である場合は、直後の市の休日でない日。以下「提出期限」という。）までに宿泊税特別徴収事務交付金振込口座登録依頼書（様式第2号。以下「依頼書」という。）

を提出するものとする。ただし、既に依頼書を提出した交付対象者であって、当該提出の時点から交付金の振込口座に変更がないものについては、この限りでない。

- 3 交付金は、交付対象者から依頼書が提出された日から30日以内に、交付対象者が指定した口座に振り込むことにより交付するものとする。ただし、条例第9条第1項に規定する納税管理人を定めている場合であって、交付対象者から、当該納税管理人が指定する口座に交付金を振り込むことについての申出があったときは、当該口座に振り込むことにより交付することを妨げない。

(交付の辞退等)

第6条 提出期限までに依頼書の提出がない場合（前条第2項ただし書に規定する交付対象者に該当する場合を除く。）は、交付金の交付を辞退したものとみなす。この場合において、当該提出期限の翌日からその翌年度の分の交付金に係る第5条第1項の規定による通知の日の前日までの間に依頼書が提出されたときは、当該交付金について依頼書が提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(令和8年度に交付する交付金における算定対象期間の特例)
- 2 令和8年度に交付する交付金に係る第2条の適用については、「前々年度の3月1日からその翌年度の2月末日まで」とあるのは「令和7年12月1日から令和8年2月28日まで」と読み替えるものとする。